

	事業名	事業主体	採 択 基 準		
			事業内容	受益面積	末端支配面積
国 営 造 成 施 設 管 理 費 補 助	国営造成施設県管理費補助	県	国営事業により造成した施設のうち排水機場、防潮水門、ダム又は頭首工であって、規模及び受益面積が著しく大きく、かつ、操作が河川管理に著しく影響するとともに関係受益相当分の非農地の浸湛水被害防止機能を有する施設の維持管理。	3000	排水機場
				3000	防潮水門
				3000	ダム・頭首工
	基幹水利施設管理	県 市 町 村	ダム、頭首工、用水機場、排水機場又は排水樋門で、以下の条件に該当するものの維持管理。 I 非農地率が10%以上。 II 農水大臣から管理委託されたもの。	ha以上 1000 (500) (300) ([100])	ha以上 ダム 頭首工 用水機場 排水機場 排水樋門 用水路 排水路

土地改良施設維持管理適正化事業	維持管理適正化	土地改良区等	全土連が管理運営する資金からの交付金を事業の一部として、土地改良施設の定期的な整備補修を行う。		
	施設改善特別対策	土地改良区等	円滑な転作の実施及び転作団地化の促進に資する施設整備補修。 ①揚水機の変速機設置②用排水路の漏水防止③水門、分水工④排水路の浚渫、排水機場整備⑤暗渠⑥貯水施設⑦かん水施設⑧その他用排水整備		
	基幹水利施設管理技術者育成支援	県土連	国営事業等で造成され、土地改良区等が管理している基幹的水利施設について、技術管理の濃密な指導及び援助を行うことにより、技術管理能力の向上を図り、もって施設の保全及び災害防止に資する。		
	国営造成施設管理体制整備促進	市町村土地改良区等	I 操作体制整備型 国営事業の完了に伴い、管理を土地改良区に委託し操作業務に関する技術を習得及び操作体制の整備を促進するもの。	1000	
		県	II 管理体制整備型 国営造成施設及び附帯県営造成施設を管理する土地改良区等の管理体制を整備するもの ①管理体制整備計画の策定 ②管理体制整備の推進活動 ③管理体制の整備・強化に対する支援		
	土地改良施設修繕保全	県市町村土地改良区等	基幹水利施設機能の維持保全及び安全管理のため、これらの管理設備の修繕工事及び機能回復のための保全工事を緊急に単年度で実施する。	ha以上	ha以上
	基幹施設管理強化対策	県市町村土地改良区等	I 管理強化委員会の設置 県が、国営事業により造成されたダム、頭首工又はパイプライン施設の防災機能の確保を図るため、管理受託者への勧告、指導、助言、情報提供を行うもの。 II 防災機能強化対策 ①ダム、頭首工の上下流域の開発に伴い必要になった洪水予測システムの整備。 ②パイプライン施設の周辺地域の都市化・混住化の進展に伴い必要になった操作管理システムの改修。		
農業水利保全支援	土地改良区等	水利権申請を円滑化し、農業用水の有効利用の推進に資する。 ①許可水利権申請に関する技術指導 ②許可水利権申請支援システムの構築 ③許可水利権申請に関する啓発普及			